

ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託

2 委託業務の目的

ヤングケアラーについては、家庭内の問題で潜在化しやすく、当事者の認識不足、周囲の理解不足等により、支援につながりにくい面をもっている。そこで多くの層にヤングケアラーについて興味を引き、認知度が高まるような「ヤングケアラー支援に係る啓発動画」を制作し、発信することにより認知度向上・理解促進を図り、さらに、届けたい層に情報が伝わるようにするため、効果的な広報を行うことで、早期支援につなげる。

3 委託の期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

4 委託業務の内容

ヤングケアラーの認知度向上・理解促進等を図るための以下の業務を実施すること。

なお、制作物の内容等については、受注者と協議の上、調整することができるものとする。

(1) ヤングケアラー支援に係る啓発動画の作成

動画作成期間 契約締結日から令和7年12月23日（納入期限）まで

(2) SNS 広告を活用した広報活動（情報発信）

広告期間 納入日から令和8年3月23日まで

（学校の冬季休業中は重点的広報期間とする）

5 委託業務の仕様等

制作物の作成にあたっての委託内容は、以下のとおりとする。

(1) 啓発動画の作成

① 主な視聴対象

ア 若年層（中学生及び高校生）

イ 大人（18歳以上の一般県民）

② 県作成のヤングケアラー支援啓発に係る電子リーフレット及びチラシのイラストを活用し、簡易アニメーションやスライド等を用いた動画とする。

③ ヤングケアラーの存在を強調するもので、「気づき」を与えられるものとする。

(2) SNS 広告を活用した広報活動（情報発信）

制作した動画について、インターネット上で多くの県民に視聴されるための広告の実施を予算の範囲内において提案し、実施すること。

※想定される SNS の種類（媒体）

TikTok（In-Feed）

Instagram（フィード、ストーリーズ、Reels）

YouTube（YouTube Shorts）

（３）コンセプト

- ① イラストや写真、動画等を活用し、ヤングケアラー支援がイメージしやすいものとする。
- ② 全体のデザイン・レイアウトについては、コンセプトや主題とするキャッチコピーを踏まえて、トーンやフォントについて、統一感を持たせたものとする。
- ③ 共通して字幕やテロップ、音楽のエフェクトなどを活用し、視聴者に関心や興味を示してもらえよう理解しやすいものとする。

（４）仕様

① 制作物

制作する動画は、１分程度×２本（若年層向け１本、大人向け１本）とする。
コンセプトやキャッチコピーを踏まえた PR 動画とし、映像の構成・脚本・演出等の具体的なものについては、契約締結後に茨城県福祉部福祉政策課の担当者及びヤングケアラー支援に関する専門家等と調整をとりながら制作する。

② 規格

配信用データ（MP4 形式） ※複製が可能な形式

③ 校正

３回程度

（５）動画作成及び編集等

① ヤングケアラー支援に係る啓発動画

ア ヤングケアラーについての概要説明。

イ アニメーション、ドラマ、インタビュー等によるヤングケアラーの事例を紹介。

ウ 相談窓口の紹介。（検索キーワードを案内）

エ シナリオの作成にあたっては、動画作成前にヤングケアラー支援に関する専門家等の助言を受け、監修に係る費用については、予算の範囲内において提案し、実施すること。

② 共通事項

ア ヤングケアラーの説明のみならず、ケアラー・ヤングケアラーについての内容を視覚的に表すもの等を含めるなど、字幕やテロップ、音楽のエフェクトなどを活用し、視聴者に関心や興味を示してもらえよう理解しやすいものとする。

イ ヤングケアラーの動画作成及び編集等は、委託契約後締結後に茨城県福祉部福祉政策課の担当者及びヤングケアラー支援に関する専門家等と協議の上、決定する。

ウ 画角は横 9：縦 16。スマートフォンでの視聴を想定したものとする。

エ 効果的な音響を使用する。全体のデザイン・レイアウトについては、コンセプ

トを踏まえて、トーンやフォントについて、統一感を持たせたものとする。

(6) 主な用途

茨城県ホームページや SNS へのアップロードを想定したものとする。

(7) 納品

配信用データについて、DVD-R にコピーして納品すること。

6 納入期限

令和 7 年 12 月 23 日

7 実績報告

委託業務終了後、成果品及び実績報告書を茨城県福祉部福祉政策課に提出すること。

8 制作・納入物件の権利の帰属

(1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て茨城県に帰属するものとする。なお、作成した動画については、受託期間終了後も公開、配布することができるものとする。

(2) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責任において解決するものとする。

9 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務実施に当たり疑義が生じた場合は、茨城県と受託者双方で協議の上決定する。